

愛媛県立中央病院整備運営事業 事業契約書（案）別紙11に関する質問回答

平成19年10月5日から10月19日までに受付けた、「愛媛県立中央病院整備運営事業 事業契約書（案）別紙11」に関する質問のうち、早期に公表すべきと県が判断した部分への回答を整理して記述してあります。

No	ページ	章	番号	項()	カタカナ	(カタカナ)	番号	カタカナ	その他	質 問	回 答
001	030	第3	2	2	エ	ウ	3			記載の算出式では、例えば実際の調達代金と、ベンチマークに基づく基準どおりに調達した場合の差額が全額事業者負担となります。状況により同差額が過大な金額となる事が想定され、また額を限定することができません。また同差額の発生によりSPCの収益構造、資金計画に大きな影響を与えることが懸念され、SPCの事業性判断に疑問が生じますので、民間事業者としては本入札への参画が難しくなります。従い、調達業務における医薬品代金相当額からの減額となる現在の仕組みの撤回をご検討頂けませんでしょうか。基準に従い価格交渉する業務の結果が伴わない場合は、調達業務の実施に要した費用相当額に対しモニタリングの中で減額する仕組みが妥当と思えます。	事業者の負担を軽減するために、調達関連業務に関する要求水準書P.20【医薬品指標（必須事項）】においてベンチマークの（必須事項）としている指標の一つである、「他病院の一般薬品の加重平均値引率の実績値（将来）との比較」については、モニタリングでの取扱いを変更し、PP（ペナルティポイント）制に基づくモニタリングの対象として取扱うことを考えています。詳細は、後日公表します事業契約書（案）別紙11「モニタリング基本計画書（案）」をご参照願いますが、当該比較に関して設定した基準を満足しない場合であっても、サービス対価（一般薬品の調達代金相当額）の支払額には連動させないことを考えています。 加えて、調達関連業務の実施を取巻く各種の不確実要素を可能な限り考慮し、6月に基準の確定時期を設けたこと、予測不可や当院の特殊事情により発生した事象の際には基準の見直しを可能としたこと、モニタリング段階においても理由書の提出を可能とすること等、各種セーフティ措置を設け、パートナーとなる事業者に過度の負担を発生させないように配慮していますので、ご理解ください。
002	031	第3	2	2	エ	エ	3			記載の算出式では、例えば実際の調達代金と、ベンチマークに基づく基準どおりに調達した場合の差額が全額事業者負担となります。状況により同差額が過大な金額となる事が想定され、また額を限定することができません。また同差額の発生によりSPCの収益構造、資金計画に大きな影響を与えることが懸念され、SPCの事業性判断に疑問が生じますので、民間事業者としては本入札への参画が難しくなります。従い、調達業務における診療材料代金相当額からの減額となる現在の仕組みの撤回をご検討頂けませんでしょうか。基準に従い価格交渉する業務の結果が伴わない場合は、調達業務の実施に要した費用相当額に対しモニタリングの中で減額する仕組みが妥当と思えます。	事業者の負担を軽減するために、調達関連業務に関する要求水準書P.32においてベンチマークの（必須事項）としている指標について、「加重平均値引率の実績値（将来）⇒加重平均値引率の実績値（過去）」へ変更いたします。また、要求水準書P.33にお示ししている算出方法において「購入単価（目標値）の設定」の枠内に記載している内容についても、適宜、「他病院での同品目の最新値引率の実績値（過去）」等への変更を行います。 加えて、調達関連業務の実施を取巻く各種の不確実要素を可能な限り考慮し、医薬品よりも変化のスピードが速いため半期ごとに調達予定リストや基準を更新するスキームとしたこと、予測不可や当院の特殊事情により発生した事象の際には基準の見直しを可能としたこと、モニタリング段階においても理由書の提出を可能とすること等、各種セーフティ措置を設け、パートナーとなる事業者に過度の負担を発生させないように配慮していますので、ご理解ください。